

決裁区分	部長	課長	専任主幹	担当	起案	分類	0・2・4
丙	谷屋	諸星	志村		石原	起案	26・3・20
						決裁	26・3・24
						施行	・

秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会	
	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 プロジェクトチーム	
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 25 年度 第 1 回 シンボル事業③調整 ワーキンググループ	
開催日時	平成 26 年 3 月 20 日 (木) 午前 9 時 30 分 ~ 午前 10 時 30 分	
開催場所	西庁舎 3 階会議室	
出席者	公共施設再配置推進課長(グループリーダー)	生涯学習課長
	生涯学習課課長補佐(生涯学習担当)	生涯学習課主任主事(生涯学習担当)
	高齢介護課主事(在宅高齢者支援担当)	財産管理課主任主事(財産管理担当)
	市民自治振興課主任主事(市民活動支援担当)	こども育成課課長補佐(こども育成担当)
	事務局 公共施設再配置推進課専任主幹	公共施設再配置推進課主任主事
議 題	1 曾屋ふれあい会館の閉館後の跡地利用に対する支援について	
	2 曾屋ふれあい会館の機能補完について	
配付資料	資料 1 曾屋ふれあい会館の現状及びこれまでの説明経過等	
	資料 2 開放型自治会館建設に係る支援イメージ	
会 議 結 果		
<p>① 公共施設再配置計画では、原則として建物の耐用年数の到来まで使用していくが、土地を賃借していたり、耐震性の不足等により、今後も多額の管理運営費が見込まれる施設については、耐用年数の到来前での廃止の方針を打ち出している。現状とこれまでの経過は別紙(資料1)のとおり。</p> <p>② 跡地については、計画にも示しているとおり、一般市民も利用可能な「開放型自治会館」を建設していただきたいと説明してきたが、当初から開放型の自治会館を目指すのは自治会の負担が大きい。そこで、まずは通常の自治会館の建設を目指していただき、自治会の意向次第で開放型にしていくという2段階のステップを踏んだ方が適切であり、支援もその2段階に合わせた形にしていきたいと考える(資料2)。</p> <p>③ 支援イメージの「案1」「案2」が2段階のステップに相当するか ⇒ 「案1(機能補完のための補助)」は、開放型に関わらず公共施設の跡地に新規で建設する自治会館に適用させ、「案2(奨励金)」は自治会館の開放型への転換後に適用させるイメージである。「案2」については、現状で一般開放を行っている自治会館もあり、制度化については、今後の検討事項である。アンケート調査などにより、制度化した場合の活用意向を確認したい。曾屋ふれあい会館跡地は、双方の適用が可能であるが、自治会館の建設が先決であるため、同時期の開始でなくても良いと考える。</p> <p>④ 補助率を高く設定することによる批判があると思うが。 ⇒ 「地域のコミュニティ形成の場を今まで公共が担ってきた」という経過を踏まえると、最終的には補助率という形で支援するというのが妥当だろう。補助をどのような形で制度化するにしても、様々な意見が出ることが予想される。きちんとした説明をしていきたい。</p> <p>⑤ 現要綱を改正するとなると、他の自治会に対して特例的な扱いの説明ができない。 ⇒ 現要綱を改正するか、特例の要綱を制定するかということ、また、所管を市民自治振興課が担うのか、それ以外が担うのかという点は今後調整が必要であるが、実現に重点を置いて調整をしていきたい。今日のWGでは、曾屋ふれあい会館跡地への自治会館建設に対する支援イメージとして、共通の理解としたい。</p> <p>⑥ 機能補完について、こども館の利用拡大を図れないか。 ⇒ 機能補完とは、「今ある機能の有効活用」も含む。こども館であれば、本来の対象者(こども)の利用が少ない夜間を暫定的に開放することも検討課題である。</p> <p>⑦ 今後の自治会への対応と支援方法の制度化について ⇒ 現要綱の補助率を上回る補助を予定することは伝える。具体的な補助率は、新年度の早い段階でPT・本部会等を経て決定していく。</p>		